

## 山鹿市温泉施設魅力向上支援事業補助金交付要領

令和8年3月18日

(趣旨)

第1条 この要領は、温泉施設利用者の満足度の向上及び観光需要を拡大し温泉保養都市やまがを推進するため、温泉施設の魅力向上を目的とする施設等の整備に対する補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の規定による温泉利用許可を受けている温泉施設を本市に所有し、又は運営する法人又は個人であること。
- (2) 当該温泉施設が、次のいずれかに該当すること。
  - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けて営業している施設
  - イ 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項に規定する許可を受けて営業している施設
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はその関係者でないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象事業が国又は地方公共団体の他の補助金の交付を受けている場合は、その額を補助対象経費から控除するものとする。
- 4 補助対象者は、本補助金について、同一年度内に1回に限り申請することができる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者は、補助対象事業を実施する30日前までに、温泉施設魅力向上支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費の内容が確認できる書類（見積書等）
- (4) 補助対象事業の内容が確認できる書類（工事図面等）
- (5) 温泉法に基づく利用許可証の写し
- (6) 旅館業法又は公衆浴場法に基づく営業許可証の写し
- (7) 誓約書（様式第2号）
- (8) 市税の未納がない旨の証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助

金の交付を決定すべきものと認めるときは、その旨を当該申請をした者に通知する。

(実績報告)

第6条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の完了後30日以内又は当該交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、温泉施設魅力向上支援事業実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支報告書
- (3) 補助対象経費の支払を確認することができる書類
- (4) 補助対象事業の内容が確認できる書類（契約書の写し、整備箇所の名称等を記入した図面等）
- (5) 補助対象事業の実施前後の写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(関係書類の管理等)

第7条 補助事業者は、補助対象事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(財産処分等の制限)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了した後5年の期間内において、補助金の交付を受けて工事をした建築物を売却し、譲渡し、交換し、貸与し、解体し、若しくは担保に供するとき、又は当該建築物から転居するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく、補助対象事業を遅延し、又は中止したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) この要領その他法令の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認めるとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(この要領の失効等)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定されたこの要領に基づく補助金については、この要領の規定は、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
温泉施設の魅力向上に効果があると認められるもの	建物及び付帯設備の整備・改修に係る工事請負費（備品の修繕・購入は対象外とする。）	4分の3以内	200万円